

新宿区教育委員会会議録

平成29年第7回臨時会

平成29年11月28日

新宿区教育委員会

平成29年第7回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成29年11月28日(火)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時38分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	今 野 雅 裕	委 員	菊 田 史 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	菊 島 茂 雄
統括指導主事	坂 元 竜 二	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	波多江 誠	文化観光課長	小 泉 栄 一

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 4 3 号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第 2 第 4 4 号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 第 4 5 号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 第 4 6 号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 第 4 7 号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について
- 日程第 6 第 4 8 号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 7 第 4 9 号議案 平成 2 9 年度新宿区一般会計補正予算（第 6 号）（案）に関する意見について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成29年新宿区教育委員会第7回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原教育長職務代理者をお願いいたします。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

本日の進行につきましては、初めに日程第6、第48号議案の説明を受け審議し、その後、日程第1、第43号議案に戻って順次進行するものといたします。

- ◎ 第43号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- ◎ 第44号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- ◎ 第45号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第46号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 第47号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について
- ◎ 第48号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について
- ◎ 第49号議案 平成29年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第43号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第44号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第45号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第46号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第47号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について」、「日程第6 第48号議案 新

宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」、「日程第7 第49号議案 平成29年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見について」を議題とします。

ここで皆様にお諮りいたします。

第49号議案は、平成29年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提出する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議といたしたいと思えます。

第49号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○**教育長** ありがとうございます。御異議ございませんでしたので、第49号議案は非公開により審議するものとします。

それでは、第48号議案の説明をお願いします。

○**教育調整課長** それでは、第48号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について、御説明いたします。

本議案につきましては、新宿区文化財保護審議会委員、第17期の任期満了に伴い、新たに第18期の委員を委嘱するものでございます。

委員の定数は10名で、委嘱期間は平成29年12月1日から平成31年11月30日まででございます。

なお、委員の候補者につきましては、お手元の議案書、2枚目の裏面をご覧くださいますとおりになっております。

また、委員につきましては全て再任でございます。

第48号議案の提案理由ですが、新宿区文化財保護条例第23条及び第27条第3項に基づき、新宿区文化財保護審議会委員を委嘱するためでございます。

なお、議案の詳細につきましては、この後、文化観光課長より御説明申し上げます。

○**文化観光課長** それでは、第48号議案を御審議いただくに当たりまして、当文化財保護審議会の活動等について、概要を説明させていただきます。

審議会の活動につきましては、毎年、その概要を新宿区教育委員会で発行してございます「しんじゅくの教育」、こちらのほうに掲載しているところでございますが、委員の委嘱を御審議いただくに当たりまして、実績等について改めて御説明いたします。

お手元に配付してございます資料、新宿区文化財保護審議会、第17期の活動概要をご覧ください

ださい。

1の任期につきましては、2年間で平成27年12月1日から29年11月30日でございます。

2の定員は10名で、3の委員数ですが、定員と同じ10名でございます。

4の活動実績に、2年間の実績を記載してございます。

(1)ですが、17期の審議会は計6回開催いたしました。審議会で文化財の指定などに関する個々の案件につきまして、文化財調査委員から報告を聴取した上で御審議いただき、

(2)の答申件数は2回で6件の答申をいただきました。(3)の審議等の件数は記載のとおりでございます。

各審議会の詳細の概要につきましては、表のとおりとなっております。

裏面をご覧ください。

5では、本教育委員会におきまして決定をいただきました指定及び登録文化財を年度ごとに記載してございます。

最後に6ですが、審議会にて意見を聴取の上、教育長の決定を受けて教育委員会に御報告をいたしました地域文化財8件を年度ごとに記載してございます。

今後につきましても、教育委員会と審議会と連携した上で、新宿区内の文化財の保護や活用について御審議いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

第48号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。毎回その都度、教育委員会には御報告いただいている内容でございます。まとめて御説明いただきましたけれども、よろしゅうございましょうか。

[発言する者なし]

○教育長 では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第48号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

それでは、第48号議案は原案のとおり決定いたしました。

では、文化観光課長、退席させていただきますので、よろしくお願いたします。

○文化観光課長 ありがとうございます。

○教育長 では、続いて第43号議案から第47号議案までの説明を教育調整課長からお願いいた

します。

○教育調整課長 それでは、第43号議案から第47号議案までを御説明いたします。

初めに、具体的な御説明に入ります前に、今回の第43号議案につきましては、平成29年度の特別区人事委員会の勧告を受けたものとなっておりますので、まずその概要について御紹介をさせていただきます。

まず、公務員の給与改定の仕組みでございますが、公務員は公共の福祉向上の立場から労働権が制限されており、その代替措置として社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的に、給与勧告制度が実施されているものでございます。

給与勧告は、地方公共団体の区域内の民間事業者の給与水準と均衡することを基本としており、各地方公共団体に設置された人事委員会が行うことになっております。23区では、特別区人事委員会が給与勧告を行っているものでございます。

地方公共団体は、その勧告を受けまして、内容に基づいて職員の給与を条例で定め、決定をしております。

教育委員会事務局の職員につきましては、区長が条例を改正し、区立小・中学校の教員など、いわゆる県費負担職員につきましては、東京都が条例改正を行います。そして、区立の幼稚園教員につきましては、新宿区教育委員会から区長に申し出を行って条例を改正する、このような運びになるものでございます。

今回の平成29年度の特別区人事委員会勧告につきましては、民間の月例給与が公務員の月例給を0.13%上回っていたことから、公民の均衡を図るため引き上げを行い、特別給についても民間が0.1月以上、上回っていたことから、同様に引き上げを行うものでございます。

この改定によりまして、職員の平均年間給与が約5万円引き上がるほか、4年連続の引き上げ勧告となっているものでございます。

それでは、お手元の議案概要をご覧くださいと思います。

第43号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

本議案は、新宿区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育長の給料を改定するものです。特別職報酬等審議会は、条例に基づいた審議会であり、区長、副区長、教育長といった特別職の報酬や給料について、条例の改正を提案する前に区長が諮問し、審議会の答申を受けることとなっております。今回の答申では、人事委員会勧告と同様の引き上げが妥当との答申をいただいております。今回の答申では、人事委員会勧告と同様の引き上げが妥当との答申をいただいております。それを踏まえた今回の改定となっているものです。

条例改正の内容につきましては、公民較差の0.13%相当分を引き上げるということで、給料月額が79万7,000円から79万8,000円になるものでございます。

施行期日は、平成30年1月1日でございます。

それでは、議案文から1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

右側が現行、左側が改正後の案となっております。下線部分が、先ほど申し上げました改正部分でございます。

1,000円の引き上げを行ったということです。

第43号議案の提案理由ですが、新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、第44号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

改正内容といたしましては、公民較差を解消するため、給料表の改定を行い、給料月額を引き上げるほか、勤勉手当の支給月数の上限を改正し、0.1月分を引き上げるものでございます。

なお、再任用職員につきましては、同様に0.05月分の引き上げを行うものです。

施行期日は公布の日ですが、平成30年度以降の勤勉手当に関する改正につきましては、平成30年4月1日からの施行となっております。

適用日につきましては、給料月額の改定は平成29年4月1日から、平成29年度中の勤勉手当の改定は平成29年12月1日から、それぞれ適用するものです。

それでは、恐れ入ります。新旧対照表をご覧ください。

公布の日から施行する規定につきましては、上の枠の中の第30条の下線部になってございます。一般職員が0.1月分、再任用職員については0.05月分を引き上げるといった内容となっております。

一方、下の枠の中でございますが、平成30年4月1日から施行する部分といたしまして、先ほど引き上げた勤勉手当につきまして、平成30年度以降は6月と12月の2回に振り分けて支給をすることになることから、一般職員は0.05月分、再任用職員については0.025月分の引き下げを行うものでございます。これは平成29年度は1回で支給、平成30年度は2回に分けて支給することから、今年度は0.1月分を引き上げますが、来年度についてはそれを2回に分けるために、半分を引き下げるといった内容となっているものでございます。

裏面に移りまして、附則をご覧ください。

それぞれ先ほど御説明した施行期日や適用関係を定めている部分でございます。

なお、別紙といたしまして、新旧の給料表を添付してございます。

第44号議案の提案理由ですが、新宿区幼稚園教育職員の給与を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、第45号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

こちらは、給与条例の勤勉手当の支給月数の改定に準じ、実際に支給する月数を改正するものでございます。

本議案には、特記事項が付されておりまして、第44号議案による条例改正が区議会で原案どおり可決され、かつこの規則改正が特別区人事委員会から承認された場合に成立するといったものになってございます。

それでは、第45号議案の新旧対照表をご覧ください。

先ほどと同じく上の枠のほうが公布の日から施行する規定で、一般職員の実際の支給月数が0.1月分、再任用職員については0.05月分、引き上げるものとなっています。

同じく下の枠の中でございますが、平成30年4月1日から施行する部分の規定で、一般職員については0.05月分、再任用職員については0.025月分の引き下げを行うといった内容となっております。

第45号議案の提案理由ですが、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を改定する必要があるためでございます。

続きまして、第46号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてです。

こちらは、新宿区幼稚園教育職員の給与を改定することに伴い、幼稚園教育職員が昇格した場合における昇格後の号給を定めた昇格時対応号給表を改定するものでございます。こちらの改正も給与改定に伴うもので、今回の人事委員会勧告に基づく給与改定の結果、昇格後の給与の適正な水準を保つため、職員が副園長、園長に昇格した場合の昇格後の給与について改定を行うものでございます。

成立要件につきましては、第45号議案と同様となっております。

なお、こちらの施行期日は公布日となっており、適用日は平成29年4月1日でございます。

それでは、同じく新旧対照表をご覧ください。

こちら、昇格時の対応号給表となりますが、下線の部分、2級から3級、あるいは3級から4級といった昇格がなされた場合に、下線部分の改正を行っているものでございます。

第46号議案の提案理由ですが、新宿区幼稚園教育職員の給与改定に伴い、昇格時対応号給表を改定する必要があるためでございます。

次に、第47号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について、御説明いたします。

お手元の議案書の中に名簿がございます。そちらの名簿案をご覧ください。

今回は第21期の委員となるものでございます。初めに、社会教育委員の任期ですが、新宿区社会教育委員条例第4条の規定により2年間となっております。第21期につきましては、平成29年12月6日から平成31年12月5日までとなっております。

なお、委員の再任は妨げないものでございます。

委員の定数ですが、同じく条例第3条の規定により10名以内となっております。第21期は第20期から1名増えまして、10名の委嘱を予定しているものです。

委嘱委員の区分についてですが、まず学校教育の区分では、小学校長会と中学校長会から各1名。社会教育の区分では、新宿区スクール・コーディネーター連絡会と地域協働学校運営協議会及びPTAから各1名。家庭教育の区分からは、早稲田ミュージックラボ、それから家庭教育グループ連絡会、新宿子育てメッセから各1名を選出いただいているものでございます。そのほかに学識経験者が2名で、合計10名となります。

なお、今回の委員におきましては、名簿の上から3番目の新宿区スクール・コーディネーター連絡会と4番目の地域協働学校運営協議会につきましては、選出委員が変更となっております。

また、その下の小学校PTA連合会からの選出の山下委員につきましては、第21期から新たに委嘱となる委員でございます。

その他の委員につきましては、第20期からの継続となっております。

第47号議案の提案理由ですが、社会教育法第17条第2項に基づき、新宿区社会教育委員を委嘱する必要があるためでございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。

それでは、第43号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第43号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第43号議案は原案どおり決定いたしました。

次に、第44号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

○羽原委員 幼稚園の案件としては、よくわかります。ただ、保育園と子ども園の職員の給与について、年額としてどのぐらいの格差があるのかなのか、分かったら教えてください。

○教育調整課長 直近のデータではありませんが、平成27年度において比較したデータがございますので、そちらで御説明させていただきます。

例えば、30歳時点で比較したものの、保育士と幼稚園教諭でございますが、27年度の状況で、保育士の主事は29万7,000円余、例えばその時点で主任主事になっていますと31万2,000円余の金額です。一方、幼稚園教諭におきましては、同じ主事クラスでいいますと32万2,000円余、それから主任主事クラスでも同額でございますので、主任主事クラスで比較して約1万円ほど幼稚園教諭のほうが本給が高いといったような状況でございます。

○羽原委員 子ども園はどうですか。

○教育調整課長 失礼しました。

子ども園におきましても保育士と同じ給料表を使っておりますので、同額となります。

○羽原委員 これは、僕がこの間の総合教育会議でも申したように、幼稚園、保育園、子ども園、これは教育と保育という目標はとにかくとして、本来、同じようであればいけないという趣旨のことを言っていて、なるべく三者一体的な扱いをとということを言っています。この給料の額については、別の決め方であるから、それはやむを得ないということは分かっております。

ただ、この格差は、ちょっと説明がつかないと思いますよね、論理的に。なぜ子ども園、保育園が安いかという格差についての説明というのは非常に難しいと思う。やっている内容はほぼ似てきていることは間違いないので、ぜひこれは国もあるし都もあるからそう容易ではないが、物事の考え方としては、この格差は基本的にはおかしさがあるという認識を、できるだけ行政の立場の方は持っていただきたい。これは今すぐどうこうできないこととはよくわかっておりますが、基本的な考え方においてはなるべく均一化していくという方向を模索しなければいけない大きな課題だと思っております。ですから、ぜひこれは関係の行政マンとしては頭に置いてほしいということを要望しておきます。

○教育長 御要望ということですが。

子ども園には幼稚園教諭と保育士を統一した保育教諭を置くという話もありましたが、給料表はまだできていなかったでしょうか。

○教育調整課長 まだ、そういった統一した給料表についてはないと認識しております。

先ほど羽原教育長職務代理者のほうから御指摘いただきました教育職員である幼稚園教諭と保育士との給料差については、教員の特殊性ということで給料表が違うということなんだと思っておりますが、今後しっかりとその辺のところについて……

○羽原委員 言わないほうがいいですよ。だから、それはわかって、あえて言っているのに、そういうお役所的な説明で納得させようという、そういう精神はよくないよ。

○教育調整課長 御意見のほう、しっかりと承りました。

○羽原委員 だから、わざわざ要望ということを行っているでしょう。だから、反論するがごとき論理をもってはいかんですよ。

○教育長 子ども園は、全く同じ施設で同じ仕事をしているので、保育教諭という職をつくって、保育士とも教員とも違う給料表をつくるという話だったのができてないんですよ。新しい資格を入れるというのが、なかなかうまくいってないような現状です。

○羽原委員 難しいということは最初に言っているように、よく分かっていますよ。しかし、考え方の根底に、そういうなるべく同等化していこうという意識が働かないと進まないんですよ。こういうものは、何年か先には必ず同一視していかなければいけない問題ですよ。つまり、今までの教育行政の中で、生活の困窮状態にあるとか、ひとり親とか、そういう問題については、できるだけ同等の扱い、一般の家庭のお子さんと同じようにしていこうという理念が働くから少しずつ上昇したんですよ。だけど、職員の給与についても、そういう基本的な意識の同等化をしていくべきだという理念がなければ、今みたいな教条的な論理だけで説得しようとしても無理ですよ。これからは、大きい流れとして同等化にいくんですよ。だから、その発端をどのように理解して取り組んでいくかということを行っているんですよ。新宿区ですぐ、この問題が簡単に解決できるなんて思っていないですよ。よく分かっているけれども、理念を持つか持たないかは公務員として非常に大きい問題ですよ。法令を遵守すればいいというだけが公務員ではなくて、その矛盾なり問題点をどのように乗り越えたいかという、1%でも5%でもいい、それを近づけよう、あるいは基本的な矛盾をなくしていこうという、そういう姿勢がなければ世の中は前進しませんよ。だから、僕が言うのは、教育調整課長のような説明はしないほうがいいということを行っている。

○教育長 分かりました。

それでは、第44号議案について、ほかに何か御質疑ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 第45号、第46号もあわせた話ですので、幼稚園の教職員の処遇、待遇についての部分で、何かここが分からないというようなところがあれば、御質問いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 それでは、まず第44号議案については、討論、質疑を終了させていただきます。

第44号議案について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

続きまして、第45号議案について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 もしもないようであれば、討論、質疑を終了させていただきます。

第45号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

次に、第46号議案について、御意見、御質疑ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ないようであれば、第46号議案について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

では、第46号議案については原案のとおり決定させていただきました。

次に、第47号議案 新宿区社会教育委員の委嘱についてでございますけれども、何か御質疑等ございますでしょうか。

今回変わったのは、小学校のPTA連合会から1名委嘱するということということでよろしいですか。

教育支援課長から、何か追加で御説明したいことがあれば。

○教育支援課長 ただいま教育長から御発言ありましたように、第21期につきましては、19期、20期では、9名でさまざま御活動いただいていたところを、改めて小学校PTA連合会の会長に委員となっただきまして、10名の任命とさせていただきたいと考えているところがございます。

19期、20期の検討内容については、改めて社会教育委員の会議の議長から御報告をいただきますが、その中でもこういった地域と家庭との連携、教育との連携ですね、これが今後ますます重要になるだろうという御意見を社会教育委員の会議の中でもいただいております。こういった議論をさらに活発に充実させていただくために、改めて小学校のPTA連合会の会長をお願いをしたところがございます。

中学校につきましては、PTAからはお入りいただいておりませんが、引き続き地域協働学校運営協議会の代表として、中学校からも出ておりまして、今後ますます活発な御議論がいただけるものと思っております。

○教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、第47号議案の質疑を終了させていただきます。

第47号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

それでは、第47号議案は原案のとおり決定いたしました。

第49号議案は非公開により審議をいたしますので、恐れ入ります。

申しわけございません。

[傍聴人退席]

午後 3時38分再開

○教育長 以上で、本日の議事を終了いたします。

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんけれども、事務局のほうから報告事項はありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

◎ 閉 会

○教育長 以上で、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

午後 3時38分閉会